

# インターネットを通じた人民法院の審判プロセス情報公開に関する最高人民法院の規定

## 中華人民共和国最高人民法院の公告

「インターネットを通じた人民法院の審判プロセス情報公開に関する最高人民法院の規定」は、2018年2月12日に最高人民法院審判委員会第1733回会議で採決されたので、ここに公布する。2018年9月1日から施行される。

最高人民法院  
2018年3月4日

法釈〔2018〕7号

インターネットを通じた人民法院の審判プロセス情報公開に関する最高人民法院の規定  
(2018年2月12日に最高人民法院審判委員会第1733回会議で採決され、  
2018年9月1日から施行される)

審判公開原則を貫徹実行し、当事者の審判活動に対する知る権利を確保し、インターネットを通じた人民法院の審判プロセス情報公開業務を規範化させ、公正な司法を促進し、司法の信頼性を高めるために、「中華人民共和国刑事訴訟法」「中華人民共和国民事訴訟法」「中華人民共和国行政訴訟法」「中華人民共和国国家賠償法」等の法律・規定に基づき、人民法院の実務を踏まえて、本規定を作成した。

**第一条** 人民法院による刑事、民事、行政、国家賠償案件の審判プロセス情報は、インターネットを通じて、訴訟に参加した当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人に公開しなければならない。

人民法院による重大な社会反響を呼ぶ案件の審判プロセス情報は、インターネット又はその他の方式で公衆に公開することができる。

**第二条** インターネットを通じた人民法院の審判プロセス情報公開にあたっては、法律遵守、規範化、迅速化、便利化という原則を堅持しなければならない。

**第三条** 中国審判プロセス情報公開網は人民法院が審判プロセス情報を公開する統一的なプラットフォームである。各級人民法院は各自のポータルサイト及び司法公開プラットフォームにおいて中国審判プロセス情報公開網へのリンクを設置する。

条件を備えた人民法院は自発的に携帯電話、訴訟サービスプラットフォーム、電話音声システム、Eメール等の補助媒体を通じて、当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人に案件の審判プロセス情報を配信するか、検索サービスを提供することができる。

**第四条** 人民法院は案件受理通知書、応訴通知書、訴訟参加通知書、出廷通知書において、当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人に、インターネットを通じて審判プロセス情報を取得する方法と注意事項を告知しなければならない。

**第五条** 当事者、法定代理人、訴訟代理人、弁護人の身分証明書番号、弁護士就業証書番号、組織機構コード、統一社会信用コードは、審判プロセス情報を取得するための身分確認の根拠である。

当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人は、案件を受理した人民法院による身分情報の収集、照合作業に協力し、有効な携帯電話番号を予め提供しなければならない。

**第六条** 人民法院は当事者に応訴・訴訟参加を通知し、当事者の訴訟参加を許可し、又は公告にて当事者に送達した場合、その身分情報の収集、照合作業を終えた時点から、本規定に基づいて審判プロセス情報を公開する。

当事者は途中で訴訟を退出した場合、人民法院は法により確認した上で、それ以上当該当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人に審判プロセス情報を公開しない。

法定代理人、訴訟代理人、弁護人は訴訟に参加し、または変更があった場合、上記二項の規定に従う。

**第七条** 以下の手順関連情報については、インターネットを通じて当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人に公開しなければならない。

(一) 案件受理と立件の情報、案件終了の情報。

(二) 検察機関、刑罰執行機関の情報、当事者の情報。

(三) 審判組織の情報。

(四) 審判手順、審理期限、送達、上訴、控訴、移送などの情報。

(五) 法廷審理、証拠質疑、証拠交換、法廷審理前会議、ヒアリング、判決等の訴訟活動の時間と場所。

(六) 中国裁判文書網における裁判文書の公布状況。

(七) 法律、司法解釈の規定により公開すべき、又は人民法院は公開できると認めるその他の手順関連の情報。

**第八条** 忌避、管轄争議、保全、先行執行、評価、鑑定等のプロセス情報については、インターネットを通じて当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人に公開しなければならない。

保全、先行執行等のプロセス情報の公開により、事項の処理に影響を与える恐れがある場合、事項処理完了後に公開することができる。

**第九条** 以下の訴訟文書は送達後にインターネットを通じて当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人に公開しなければならない。

(一) 起訴状、上訴状、再審申立書、上告書、国家賠償申請書、答弁状等の訴訟文書。

(二) 案件受理通知書、応訴通知書、訴訟参加通知書、出廷通知書、合議体メンバー通知書、召喚状等の訴訟文書。

(三) 判決書、裁定書、決定書、調停書及びその他の訴訟を中止、終了させる手続的作用があり、又は当事者の実体的権利に影響を有し、当事者の手続的権利に重大な影響を有する裁判文書。

(四) 法律、司法解釈の規定により公開すべき、又は人民法院は公開できると認めるその他の訴訟文書。

**第十条** 法廷審理、証拠質疑、証拠交換、法廷審理前の会議、調査と証拠収集、現場検証、ヒアリング、判決等の訴訟活動の記録は、インターネットを通じて当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人に公開しなければならない。

**第十一条** 当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人が法廷審理の録音と録画や電子ファイルの閲覧を申請した場合、人民法院は、必要なセキュリティ保証措置を講じた上で、中国審判プロセス情報公開網又はその他の訴訟サービスプラットフォームを通じて閲覧サービスを提供することができる。

**第十二条** 国家秘密に係り、及び法律、司法解釈の規定により機密を保持すべきであり、又はそのアクセスが制限される審判プロセス情報は、インターネットを通じて当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人に公開してはならない。

**第十三条** 既に公開された審判プロセス情報は実際の状況と一致しない場合、実際の状況に従い、案件を受理した人民法院は速やかに訂正しなければならない。

既に公開された審判プロセス情報は本規定第十二条に列記する状況に該当する場合、案件を受理した人民法院は速やかに撤回しなければならない。

**第十四条** 被送達人の書面による同意を得た場合、人民法院は、中国審判プロセス情報公開網を通じて、判決書、裁定書、調停書以外の訴訟文書を、民事、行政案件の当事者及びその法定代理人、訴訟代理人に電子送達することができる。

前項の送達方式で送達する場合、人民法院は本規定第五条に従って被送達人の身分情報を収集、照合し、被送達人のために個人専用のインスタントアクセスシステムを開設しなければならない。訴訟文書が当該システムに届いた日は送達日とみなされ、システムにて自動的に記録して送達領収書を電子ファイルに保存する。

既に送達された訴訟文書を訂正する必要がある場合、改めて送達しなければならない。

**第十五条** 最高人民法院は、全国の法院の審判プロセス情報公開業務を監督・指導する。高級、中級人民法院は、管轄区内の法院の審判プロセス情報公開業務を監督・指導する。

各級人民法院の審判管理弁公室又は審判管理職能を担当するその他の機関は、各級人民法院のそれぞれの審判プロセス情報公開業務を行い、以下の職責を履行する。

(一) 審判プロセス情報公開業務を組織し、監督する。

(二) 当事者及びその法定代理人、訴訟代理人、弁護人からの、審判プロセス情報公開業務に対するクレームや意見、建議を処理する。

(三) 技術部門による技術サポートとサービス保障業務を指導する。

(四) その他の管理業務。

**第十六条** 審判プロセス情報公開に関する業務規範と技術標準は、最高人民法院が別途制定する。

**第十七条** 本規定は2018年9月1日から施行する。最高人民法院が今まで発布した司法解釈や規範的文書は本規定に一致しない場合、本規定に従う。

出所：

2018年3月16日付け最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-85532.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。